第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日
△
○　○
193　平成30年1月18日　木曜日　官　報　（号外第10号）　（4分冊の4）

別紙１

森林吸収源対策税制に関する検討会　報告書　（概要）

平成29年11月21日

税制抜本改革法、経済財政運営と改革の基本方針、与党税制改正大綱等を踏まえ、森林環境税（仮称）の創設に向けて、具体的な仕組み等について総合的な検討を行った結果、その概要は以下のとおり。

森林を取り巻く状況と森林環境税（仮称）の必要性

- **森林は、地球温暖化防止や災害防止等多面的な機能を有し、国民一人一人に恩恵**。
- しかし、木材価格の低迷、所有者不明の森林の増加等により、森林所有者による自発的な施業を促すことを中心とする**既存の施策では、適正な森林管理に限界**。
- 政府は、森林現場や所有者に近い市町村の役割を強化する**新たな森林管理システムの構築に向けて検討中**。
- 新たな森林管理システムを契機として、森林の有する公益的機能が十分に発揮されるよう、**市町村が実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、国民一人一人が負担を分かち合って、国民皆で森林を支える仕組み**として、**森林環境税（仮称）を創設することが必要**。

具体的な制度設計に関する提案

基本的な枠組み

- **国税として、森林環境税（仮称）を創設。**
- **個人住民税均等割の枠組みを活用し、市町村が賦課徴収。**
- **地方の固有財源として、その全額を国の譲与税特別会計に直入し、森林整備等を行う地方団体に対して、森林環境譲与税（仮称）として譲与。**